

平成28年度

長岡市産学金連携研究開発補助金
公募要領

長岡市商工部工業振興課

1 制度の概要

長岡市は、市内中小企業の競争力を高めるため、市内中小企業が学術機関と連携し、金融機関から融資を受けて行う、付加価値の高い新製品開発を支援します。

(1) 補助対象者等

補助対象事業	次に掲げるテーマ型又はシーズ型のいずれかに該当する付加価値の高い新製品開発の事業のうち、2箇年度以内での製品化に取り組むもの。													
	<p>テーマ型</p> <p>次のいずれかの分野に該当する事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>健康・医療・福祉分野 (例) 機能的食品や、医療・福祉機器や部品、その部品加工装置等の開発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空・宇宙分野 (例) 航空機やロケット、人工衛星等の製品や部品、その部品加工装置等の開発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロボット分野 (例) レスキューロボットや医療用ロボット、清掃ロボット等の開発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災分野 (例) 防災・減災に繋がる製品の開発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新エネルギー・省エネルギー分野 (例) 新エネルギーを利用した発電装置やその部品、革新的な省エネ製品等の開発</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他市長が必要と認める分野 (例) 地方創生で求められる人口減少対策に繋がる製品の開発</td> </tr> </tbody> </table> <p>シーズ型</p> <p>学術機関の持つ研究シーズ等を基に実施される事業</p>		分野		健康・医療・福祉分野 (例) 機能的食品や、医療・福祉機器や部品、その部品加工装置等の開発		航空・宇宙分野 (例) 航空機やロケット、人工衛星等の製品や部品、その部品加工装置等の開発		ロボット分野 (例) レスキューロボットや医療用ロボット、清掃ロボット等の開発		防災分野 (例) 防災・減災に繋がる製品の開発		新エネルギー・省エネルギー分野 (例) 新エネルギーを利用した発電装置やその部品、革新的な省エネ製品等の開発	
	分野													
	健康・医療・福祉分野 (例) 機能的食品や、医療・福祉機器や部品、その部品加工装置等の開発													
	航空・宇宙分野 (例) 航空機やロケット、人工衛星等の製品や部品、その部品加工装置等の開発													
	ロボット分野 (例) レスキューロボットや医療用ロボット、清掃ロボット等の開発													
	防災分野 (例) 防災・減災に繋がる製品の開発													
	新エネルギー・省エネルギー分野 (例) 新エネルギーを利用した発電装置やその部品、革新的な省エネ製品等の開発													
	その他市長が必要と認める分野 (例) 地方創生で求められる人口減少対策に繋がる製品の開発													
対象者	市内に事業所を有し、製造業に該当する中小企業者 学術機関と連携し、金融機関からの融資を受け、産学金連携で行うこと													
補助率 (補助金額)	補助対象経費の3分の2以内 (最低額500万円、最高限度額1,000万円) 1万円未満切捨													
対象経費	謝金、費用弁償、設備等借上料、原材料費、外注費、委託費、マーケティング調査費、消耗品費、旅費、設備等購入費 ただし、謝金から旅費までの合計額を上限とします。例えば、謝金から旅費までの合計額が800万円の場合は、設備等購入費は800万円が上限となります。													

最長2箇年の事業とし、2年目についても、事業計画を審査のうえ、交付・不交付を決定します。

補助対象経費の詳細は、別紙「対象経費の適用範囲及び算定方法」をご覧ください。

新製品の試作開発に係る費用は補助対象経費となりますが、販売目的の製品の製造に係る費用は補助

対象外です。(試作品を販売して利益を得た場合は、補助金返還の対象となります。)

考案・開発・設計等は自社で行い、製造を他社に委託し自社製品として販売するいわゆる「ファブレス企業」も対象になります。

新エネルギーとは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条に定める分野(バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、中小規模水力発電、太陽光発電)又は、革新的なエネルギー高度利用技術(クリーンエネルギー自動車、燃料電池、天然ガスコージェネレーション等)をいいます。

省エネルギーとは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条に定めるエネルギー(石油、石炭製品及びそれらを源とする熱・電気)について、効率的利用により消費量を節約するものをいいます。

(2) 中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(個人事業主を含みます)をいいます。

ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなし、中小企業者等を含みません。詳しくはお問い合わせください。

(3) 学術機関の定義

長岡技術科学大学、長岡造形大学、長岡大学及び長岡工業高等専門学校をいいます。

(4) 金融機関の定義

市内に本店又は支店を有する金融機関であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

銀行法(昭和56年6月1日法律第59号)に規定する銀行

協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日法律第44号)に規定する協同組織金融機関

株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)に規定する商工組合中央金庫

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に規定する日本政策金融公庫

(5) 補助対象期間

原則として、交付決定日から事業が完了する日(最長で平成29年3月31日)までが対象となります。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請日からとします。

2 提出書類及び受付期間

提出書類	受付期間	
補助金交付申請書(様式1)	平成28年4月1日(金)	
事業計画書(様式2)		~
収支計画書(様式3)		平成28年6月30日(木)
株主等一覧表(様式4)	平成27年度採択事業の2年目の申請は、 平成28年5月9日(月)まで	
産学連携承諾書(様式5)		
産金連携確認書(様式6)		
市税の納税証明書()		
その他補足資料(開発品の概略図や説明図等)		

「市税の未納（納期未到来分を除く）と過去2年間に於いて市税に係る滞納処分を受けたことがないことの証明」とですので、市の窓口でお申し出ください。（当社が市外の場合は、長岡市内の事業所について納税証明を提出してください。）

3 申請方法

補助金交付申請書及び事業計画書のほか、事業区分ごとに定められた添付書類を直接持参又は郵送により、提出してください。

平成28年6月30日（木）17時必着とします。（平成27年度採択事業の2年目の申請は、平成28年5月9日（月）17時必着とします。）

書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

< 提出先 >

長岡市商工部工業振興課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎 6階

また、上記書類の電子データ（Word ファイル、Excel ファイル）を電子メール（shoko@city.nagaoka.lg.jp）又は、CD-R、USB メモリ等で提出してください。

4 申請までの流れ

（1）事業の検討

まずは、工業振興課まで御連絡の上、以下を並行して進めて下さい。

- ・ 交付申請書等、提出書類の作成
- ・ 学術機関との連携に向けた相談（産学連携承諾書の作成）
- ・ 金融機関からの融資に向けた相談（産金連携確認書の作成）

（2）書類の提出

あらかじめ工業振興課まで御連絡の上、提出ください。（書類に不備がある場合、受領できない場合があります。締切までに余裕を持って提出ください。）

5 採択までの流れ

（1）ヒアリング調査

提出書類の受付後、必要に応じて事業計画の内容をヒアリングします。

（2）審査会及び交付・不交付の決定

学識経験者等による審査会を7月上旬に開催します。（平成27年度採択事業の2年目の申請は、5月下旬に開催します。）

審査会では、申請者から計画事業をプレゼンテーションしていただき、以下の技術面、事業化面、波及効果の観点から審査します。

- ・課題と解決方針の明確性、妥当性
- ・既存製品と比較した新規性、優位性
- ・開発体制の明確性（役割分担、課題の解決方法そのものを外注又は委託していないか等）
- ・販売方針の明確性（販売ターゲット、販売方法、時期等）
- ・市内企業への発注割合や連携等による波及効果

なお、予算の範囲内で交付決定するため、審査の結果、申請の補助金額から減額される場合があります。

6 交付決定後の流れ

(1) 結果の通知

交付・不交付の結果は、審査会の概ね1か月後に申請者に書面でお知らせします。

また、交付決定となった事業は、補助事業名（テーマ名）・事業者名・所在地・連絡先を市のホームページ等で公表します。

なお、交付決定した後、学術機関との連携や金融機関からの融資が不可能になった場合は、交付決定を取り消す場合があります。

(2) 補助金の支払い

補助事業者の事業費執行計画に基づき、補助金の交付決定後と中間報告後の2回に分けて概算払いが可能です。

(3) 中間報告書の提出及び現地調査

補助事業者から事業の進捗状況について中間報告をしていただき、これに基づき市は現地調査及びヒアリングを実施します。

(4) 実績報告書の提出

補助事業の完了後、補助事業者は速やかに実績報告書を提出してください。

提出書類	提出期限
実績報告書（様式7） 補助事業の成果（様式8） 収支決算書（様式9） 経費執行証拠書類（請求書、領収書等の写し） 産学連携証明書類（契約書、相談の議事録等の写し） 融資証明書類（契約書等の写し） その他参考資料（成果品写真、概要図等）	平成29年3月31日（金）

(5) 補助金の精算

市は、提出された実績報告書及び経費執行証拠書類等を確認し、補助事業が適正と認められた場合に、補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

(6) 成果報告会（平成29年4月予定）

事業終了後、成果報告会で当補助金の成果を発表していただきます。

7 注意事項等

- ・補助対象期間中に支払った事業費のみを補助対象経費とします。
- ・補助事業により開発した成果品は、補助事業終了後の5年間、出荷及び売却等をしないでください。
- ・補助事業終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等に関する調査への協力のほか、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存をしてください。
- ・市が行う補助事業成果のPR事業（例：ホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等）に協力してください。

8 その他

- ・交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます（電子メール等でお送りできますので、ご希望の場合はお申し出ください）。
- ・本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市産学金連携研究開発補助金交付要綱」をご確認ください（長岡市ホームページでご覧いただけます）。

長岡市ホームページアドレス

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

様式等のダウンロードページへの進み方

- ・トップページ > 産業・ビジネス > 工業関係 > 「各種補助金」 > 【ものづくり中小企業向け】補助金事業計画を募集します

条例・規則のページへの進み方

- ・トップページ > 市政 > 市政情報 > 「条例・規則」

< 問い合わせ先・申請書の提出先 >

長岡市商工部工業振興課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎 6階

TEL：0258-39-2222 / FAX：0258-36-7385

Eメール：shoko@city.nagaoka.lg.jp

URL：http://www.city.nagaoka.niigata.jp/

まずは、お気軽にご相談ください！

【別紙】補助対象経費の適用範囲及び算定方法

補助対象経費	適用範囲及び算定方法
謝金	専門的知識を有する者に依頼し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
費用弁償	技術指導等を行うために依頼した専門家に旅費として支払われる経費
設備等借上料	機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額
原材料費	補助事業を遂行するために直接必要な原材料費。事業期間中に購入した在庫品を使用する場合は、使用量による按分で算出した額
外注費	機械装置又は工具器具部品の設計、製造等の外注に必要な経費
委託費	調査、分析等を委託するために必要な経費又は学術機関若しくは公設試験研究機関から技術指導を受けるために必要な経費
マーケティング調査費	ユーザーニーズ調査を行うために専門機関に支払われる経費、市場データを購入する費用等市場開拓や調査に要する経費
消耗品費	消耗品・図書・参考文献・資料等を購入するために支払われる経費及び資料等の印刷費として支払われる経費
旅費	情報収集等のための旅費として社員等に支払われる経費（社内旅費支給規程に準じて算出した額）。ただし、上記謝金から消耗品費までの合計額に10分の1を乗じて得た額と50万円とのいずれか低い額を上限とする。
設備等購入費	機械装置等の購入に必要な経費。ただし、 <u>上記謝金から旅費までの合計額を上限とする。</u>

補助対象外の経費例

- 消費税及び地方消費税相当額
- 銀行等への口座振込手数料
- 自社の特許等の出願又は登録手続に要する経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 通常の生産活動のための設備投資の費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料を除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用

<その他の補助対象経費に関する注意事項>

償却資産に計上しない小額の機械装置等であっても、設備等購入費に計上してください。

開発する製品に組み込む部品であっても、償却資産として計上するものは設備等購入費に計上してください。

原材料も含めた外注において、主となる費用が原材料の場合は、原材料費に計上してください。